

(参 考)

衛 環 第 6 5 号
平成12年7月24日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長

野積みされた使用済みタイヤの適正処理について

廃棄物の定義については昭和46年10月25日付け環整第45号により通知しているところであるが、最近、廃棄物である使用済みタイヤを有価物等であると称して野積みすることにより、生活環境保全上の支障が生じている事案が多く発生している。

野積みされた使用済みタイヤは、蚊、はえその他の害虫の発生源となるなど生活環境の保全及び公衆衛生の向上に支障を生ずるおそれがあることから、廃棄物行政を主管する貴職におかれては、これらの事案に対して廃棄物の適正な処理を実施するため、下記事項に留意の上、措置命令等の行政処分をもって厳正に対処されたい。

記

1. 廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になった物をいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常 of 取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものであること。
2. 占有者の意思とは、客観的要素からみて社会通念上合理的に認定し得る占有者の意思であること。
3. 占有者において自ら利用し、又は他人に有償で売却することができるものであると認識しているか否かは、廃棄物に該当するか否かを判断する際の決定的な要素になるものではないこと。
4. 占有者において自ら利用し、又は他人に有償で売却することができるものであるとの認識がなされている場合には、占有者にこれらの事情を客観的に明らかにさせるなどして、社会通念上合理的に認定し得る占有者の意思を判断すること。
5. 使用済みタイヤが廃棄物であると判断される場合において、長期間にわたりその放置が行われているときは、占有者に適正な保管であることを客観的に明らかにさせるなどして、客観的に放置の意思が認められるか否かを判断し、これが認められる場合には、その放置されている状態を処分として厳正に対処すべきこと。

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課産業廃棄物対策室長

野積みされた使用済みタイヤの適正処理について

標記については、本日付け環整第65号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長名で通知したところであるが、なお、下記事項に留意の上、野積みされた使用済みタイヤの適正処理の確保に遺漏なきを期されたい。

記

1. 上記通知4における占有者に明らかにさせる事情としては、次のいずれかを挙げる
ことができること。
 - (1) 溝切り等を行いタイヤとして利用する、土止め、セメント原料又は燃料として利用
するなど使用済みタイヤを自ら利用するものであって、これらの目的に加工等を行う
ため速やかに引渡しを行うことを内容とし、かつ履行期限の確定した具体的な契約が
締結されていること。
 - (2) 上記(1)のとおり利用するために、使用済みタイヤを他人に有償で売却するもので
あって、これらの目的のため速やかに引渡しを行うことを内容とし、かつ履行期限の
確定した具体的な契約が締結されていること。
2. 上記通知5における「長期間にわたりその放置が行われている」とは、概ね180日
以上の長期にわたり乱雑に放置されている状態をいうものであること。
3. 上記通知5における占有者に明らかにさせる事情としては、次のいずれかを挙げるこ
とができること。
 - (1) 溝切り等を行いタイヤとして利用する、土止め、セメント原料又は燃料として利用
するなど使用済みタイヤを再生利用するものであって、これらの目的に加工等を行う
ため速やかに引渡しを行うことを内容とし、かつ履行期限の確定した具体的な契約が
締結されていること。
 - (2) 上記(1)のとおり再生利用するために、使用済みタイヤを他人に有償で売却するも
のであって、これらの目的のため速やかに引渡しを行うことを内容とし、かつ履行期
限の確定した具体的な契約が締結されていること。

環 廃 産 第 5 1 3 号

平成13年11月29日

各都道府県知事・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適用上の疑義について

標記について、別紙のとおり当職あて照会のあったところ、いずれの照会事項についても貴見のとおり解して差し支えない旨回答したところであるので丁知されたい。

なお、平成12年7月24日付け衛環第65号及び衛産第95号をもって通知した「野積みされた使用済みタイヤの適正処理について」は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する「廃棄物」の定義を明確化したものであり、使用済みタイヤ以外の物についても、それが「廃棄物」に該当するか否かを判断する際に準用できるものである（本通知では、廃棄物である使用済みタイヤが「長期間にわたりその放置が行われている」ことの判断基準として概ね180日以上との期間をあげているが、他の廃棄物についても当該期間が直接適用されるわけではないので、廃棄物の特性及び放置の状態等に照らし、180日以内であっても処分として行政処分を行うことは可能である。）のでその旨丁知されるとともに、廃棄物の適正処理の確保に遺漏のないようお願いする。